

共通入札公告（持参方式・最低価格落札方式）

日高川町が公告する建設工事に係る業務の条件付き一般競争入札の個別入札公告に規定する項目の他、建設工事に係る業務の条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式。ただし総合評価方式によるものを除く。）による各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

入札に付する業務の概要に関する事項	
	本業務は、持参方式入札の対象業務である。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	建築士法（昭和25年法律第202号）第26条に基づく建築士事務所の閉鎖期間中でない者であること。
	日高川町建設工事等有資格業者登録名簿に登録された者であること。
	日高川町建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（令和5年4月1日）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
	和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
	日高川町が行う契約等からの暴力団排除に関する措置規程（平成22年12月1日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
	会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
	談合等による損害賠償請求を日高川町及び和歌山県から受けていない者であること。
	以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
	同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (ア) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合 ① 子会社等と親会社等の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 (イ) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合 ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合 ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

入札参加手続等に関する事項	
	入札参加者は該当の公告に示す期間に該当の公告に示す場所で設計図書等の閲覧を申し出ることができる。なお、閲覧を申し出できる者は入札に参加する資格を有する者に限り、また、入札者に対する公平を期するため閲覧期間を制限することができる。
	入札参加者は入札しようとする業務の設計図書等を個別入札公告に示す設計図書等の閲覧期間の月日と同じ期間にホームページからダウンロードできるものとする。
	本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。
	現場説明会は、行わない。

入札等に関する事項	
	入札書等の提出について
	特定の時刻を超えて提出した入札書は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
	代理人が入札する場合には、委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合の入札書には、入札者の住所、氏名欄に、本人の住所、氏名（法人の場合にはその名称または商号及び代表者の氏名）を記載し、「右代理人」と代理人であることの表示及び「代理人の氏名」を記載して当該代理人の押印をすること。
	一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	実施要領第11条の各号のいずれかに該当する者は、無効とする。

審査に関する事項	
	入札参加資格要件の審査は、実施要領第15条の規定に基づき、提出された条件付一般競争入札参加資格確認資料により行う。
	一度提出された条件付一般競争入札参加資格確認資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

落札者の決定方法に関する事項	
	予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の制限の範囲内で最も低い価格をもって有効な入札をした落札候補者を落札者とする。

契約に関する事項	
	落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、日高川町は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

注意事項	
	条件付一般競争入札参加資格確認資料の様式については、ホームページに掲載する。

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義	
「主たる営業所」とは、業務を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する１か所の営業所をいう。	
「実施要領」とは、日高川町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札(持参方式)実施要領（令和6年12月5日制定）をいう。	
「技術士」とは、技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく技術士の資格を有する者をいう。	
「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第３条第１号ロの規定に基づき認定された技術管理者をいう。	
「シビルコンサルティングマネージャ」とは、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第４条第６号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格試験の合格者をいう。	
「一級建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項の規定に基づく一級建築士をいう。	
「測量士」とは、測量法（昭和24年法律第188号）第49条により登録された測量士をいう。	
「測量士補」とは、測量法（昭和24年法律第188号）第49条により登録された測量士補をいう。	
「子会社等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。	
「親会社等」とは、会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。	
「会社等」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。	
「更生会社」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。	
「監査等委員である取締役」とは、会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。	
「社外取締役」とは、会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。	
「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。	
「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。	
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。	
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。	
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第１項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。	
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。	
「管財人」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人をいう。	
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。	